



ゆたか福祉会キャラクター
ゆたかめくとみらいちゃん

障害者の ゆたかな **未来** をめざして **12**



「小枝の妖精たち」 ゆたか希望の家 住田 恵利さん ※紹介が10ページにあります。

CONTENTS

- ▶ 経営指針会議の開催に想う②
～理念を職場運営と支援の要として～ P2
- ▶ 地域生活拠点事業所の開設に向けて
～体験利用実習スタート～ P12

2021年12月10日 毎月1回10日発行 一部100円（法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます）

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <http://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

経営指針会議の開催に想う②

理念を職場運営と支援の要として

「指針会議」を通して見えてきたこと

理事長 鈴木清寛



経営指針会議に向け提起したレポート課題は、ゆたか福祉会の「めざすもの」(理念)の3項目から一つを選び、①選んだ理由と問題意識、②事業所の重点課題と具体的取り組みの2点でした。

進め方としては、本部会議(法人運営全体を推進するための会議)メンバーが、全体進行やグループ討議の進行にあたることとし、

7月は日中系事業所、8月は生活系事業所、9月は相談・高齢・居宅事業所からの報告としました。第1回目の指針会議では、冒頭で改めて本研修のねらいが「理念を現場にどう実践として根づかせていくのか」であることを伝えました。

各所長からはレポート作成にあ

たり「大変悩んだ」「一つを選ぶのはむずかしかった」などの声がたくさん聴かれました。選んだ柱

は1.「障害のある人たちのいのちとねがい」を大切に…14名、2.「誰もが安心して暮らせる地域をつくるため…」7名、3.「ゆたかな笑顔と人間性を育み…」8名という結果でした。

今回の指針会議を通して、全管

理者がゆたか福祉会の「理念」と正面から向き合い、主体的に現場の実情について考える貴重な機会となったことは大きな成果でした。ゆたか福祉会の「理念」はこの3項目が一体となって推進されねばならないものであることを、改めてみなさんには強調しましたが、毎年理事会に提出される事業

計画よりは、はるかにリアリティのある実情が理解できるレポートであったと評価しています。

3回目の指針会議のまとめでは、この取り組みが「これで終わり」とか「ひと段落」ということでは

3年前の「理念」普及時の経験を繰り返すことになること、ゆたか福祉会の事業において定着し、組織風土にすることが重要であると話ししました。

先回述べたようにこの「指針会議」は、理念を踏まえ、中長期計画(ゆたか福祉会においては第6期長期計画)と、現場(事業所)方針・計画が不離一体として実践されるための会議として設定しました。さらに私自身の問題意識としては、中長期計画と法人全体の

事業計画をつなぐものとして地域別の計画があるのではないかと考えています。今後はこのような視点での討議ができるような指針会議の提案をしていきたいと思っています。

コロナ禍で日常的な交流ができなかったこともあり、グループ討議をとおして、現場運営についての交流がすんだという点においても有意義な機会となりました。

コロナの中で工夫して

非営利・協同組合 インターンシップの取り組み

この取り組みは「協同組合論」を学んでいる学生を対象に、非営利・協同組合の事業が、地域・社会の中でどのような役割を担っているのかを体験的に学び、自分の暮らし・社会との関わりを考える機会として行われています。参加団体は南医療生協・コープあいち・大学生協・北医療生協・ゆたか福祉会の5団体です。

8月26日に行われたゆたか福祉会のインターンシップには、金城学院大学と名古屋大学の3年生11名がオンラインで参加されました。当日は法人の歴史や経営理念、地域と密接に関わる事業としてのリサイクル事業と相談支援事業について報告を行いました。現地から中継を行い、現場の様子を伝えながら仲間へのインタビューや、相談支援事業については若手の相談支援専門員から、やりがいや仕事の魅力について語る企画としました。

文学部、生活環境学部、国際情報学部、人間科学部など、様々な分野で学ぶ皆さんでしたが「障害を持った方が主体的に働いていることを学ぶことができた」「相談支援事業の話に協同の力を感じた」「フエ科学大学との国際協力が、福祉分野においても重要になっていることに興味を持った」等の感想が寄せられました。

社会福祉士相談援助実習 法人ガイダンスを実施しました

今年度、社会福祉士相談援助

実習の受入れにあたっては、感染防止対策により制限はあるものの、実習生の方々の学ぶ意欲に、可能な限り応え工夫してきました。双方が安心して実習に取り組めるよう、法人負担でPCR検査を実施したのもそのひとつです。法人ガイダンスは例年にならない、なるべく実習生の多い9月3日と9月30日の2回にグループを分け、計11名の方が、昨年と同様にオンラインで参加しました。

開始時には学生の皆さんの緊張感が、画面越しから伝わってきましたが、実習先での仲間たちとのエピソードが語り合われていくうちに、「他の実習生も同様に、障害ある人とかかわりに戸惑ったことを知ることができてよかった」と表情が柔らかくなっていききました。当日のプログラムでの、法人事業の歴史や、相談支援の現場実践レポートを通して「ソーシャルワーク」「ソーシャルワーク」を具体的に学んでい

2021年度 社会福祉法人ゆたか福祉会
社会福祉士相談援助実習 合同ガイダンス

第1グループ 9月3日(金) 13:15~17:15 Web 6名
みのり 2名/ゆたか福祉会 2名/フレンズ星崎 1名/生活支援事業所みなみ 1名
第2グループ 9月30日(木) 13:15~17:15 Web 9名
なるみ作楽所 2名/ゆたか福祉会 1名/フレンズ星崎 1名/生活支援事業所ながわ 1名

スタッフ 向幸子(法人理事)丸山京子(ゆたか福祉会相談支援事業統括)倉林加恵(緑区障害者基幹相談支援センター)高木雪子(緑東区ゆたか福祉会相談支援事業所)とく(相談支援専門員)向久美子(法人本部事務)

時間	プログラム
12:00~	懇話会前作業
12:15~	挨拶、本日のスケジュールと進め方について
13:30	参加者紹介
13:30	実習前半期の振り返り
14:30	休憩
14:00~14:10	休憩
14:10	法人事業概要、事業計画と展開 (報告:ゆたか福祉会理事 向幸子)
14:50	質疑
14:50~15:00	休憩
15:00	報告1を聞いての感想交流・意見交換 (報告:ゆたか福祉会理事 向幸子)
15:30	感想交流シートへの記入
15:30~15:40	休憩
15:40	報告2 社会福祉士の業務① 地域における障害福祉のしくみ (報告:ゆたか福祉会相談支援事業統括)倉林加恵
16:30	報告2 社会福祉士の業務② 障害者の地域生活を支える相談支援の実態 (報告:ゆたか福祉会相談支援事業所とく 相談支援専門員)
16:20~16:30	休憩
16:30	報告3 社会福祉士の業務③ 地域における障害福祉のしくみ (報告:緑区障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員)
17:00	今後に向けて
17:00	感想交流シートへの記入
17:15~	退席

○当日も24日間の実習プログラムの一部です。感想交流シートは翌日、実習指導者に提出してください。
○「個人情報の取り扱いに関する同意書」をご提出ください。一定期間、ゆたか福祉会の広報や研修会のお話しなどを送付させていただきます。

ただけだと思えます。

実際の障害者支援は、「対人援助」が基本です。障害当事者の方々や職員と直にふれあいながら実体験での「学び」が重要です。法人ガイダンスも従来のように、対面で呼吸をするようにコミュニケーションをとることがどれほど大切で貴重であるかを痛感します。今後、「取り組みがなかったことを再度挑戦したい!」との思いを持たれる学生さんに「学ぶ機会」を考える必要性を感じています。

ゆたか相談支援事業所とくとく 丸山京子

高齢期の 障害者家族の生活問題と社会的支援

第11回

ケアの家族責任が招いた子殺し事件

この間、コロナの一斉自粛が開けた2020年7月にシングルマザーが、障害のある高校生の息子を手にかけた事件の裁判に足を運びました。傍聴を通じて、事件の背景として、障害のある子どものケアの第一義的責任が家族に課せられている問題は大きいと思いました。

障害児を支える資源の量的不足と埋め込まれた家族のケア役割

今回の被害者である息子は、高校2年生であり、高等部卒業以降の進路について実習などに取り組んでいる時期でした。学校の取り決めでは、子どもを連れての事業所見学は3箇所となっていたようで、事件が起こったのは2箇所目の事業所見学に行った日の深夜でした。見学に行った事業所は、定員に空きが無かったり、息子さんの特性に対応していなかったり、送迎が無かったりと希望にかなうものではありませんでした。学校からは、実習希望施設を記入する用紙は、白紙の状態で配布され、保護者が施設を探して書くことが必要であり、希望先をどこも記入しなかった場合は、学校側

が選んだ施設が書かれるとのことでした。

そもそも、子どもにとって最善の進路を親が選ぶということは可能なのでしょうか？誰もが家庭の内と外で見せる顔は異なりますし、わが子の状況を客観的に判断するというのはとても難しいことです。加えて、地域に存在する多様な成人施設の特性を知り、子どもに合ったところを選択するということは、幅広いネットワークと経験の蓄積が求められる専門的な作業であり、親が担うのは難しく、そもそも不適切なことと言えます。

裁判の中で、母親は3箇所目の見学先は目途が立っていなかったと述べました。待機や、状況によっては施設側からの逆選択なども起こり得る現状において、母親が子どもの将来に明るい見通しを持ってないというのは、必至の状況です。

公的支援があってもその家族の生活の支えが不足している

本事件の親子は、生活保護を受給していました。つまりは、1ヶ月に1回程度は生活保護のケースワーカーによる生活状況の間

き取りがなされていたはずですが、事件が起こる数年前から、母親は精神的に追い込まれていき、通院が長期間できておらず精神状況が悪化し、大幅に体重が減少するなど身体的な変化も生じており、定期的に会っていたなら気づいていたはずですが、裁判の中では、生活保護のケースワーカーとのやりとりは取りあげられなかったので、事実是不明ですが、ショートステイの優先利用や入所施設への措置など、緊急的な介入が必要だったと思われるが、そういう対応はされませんでした。

また、担任の教師が、陳述書の中で、祖母の介護をしていることは知っていたが、同居をしているかどうかまでは知らなかったと述べています。もちろん教師にとっては、子どもの教育がその役割ではありませんが、学齢期の子どもたちを支える第一義的な公的機関である以上、その背景にある家族の状況を把握するのも重要だと考えます。さらには、進路選択など家族生活と密接にかかわる問題に直面している時期の子どもを担当している教師が、同居家族などの基本情報さえも把握していないというのは課題であると言えます。





佛教大学
田中 智子



家族とどう親密圏の難しさ

公的な支えがない中で生活を送るというのは、セーフティネットが張られていない状況で綱渡りをしているのと同じ状況です。SOSに誰も気づいてくれない、どこも助けてくれないという不安の中で、母親が閉塞感を強めていったことは想像に難くありません。

今回の親子は、母親の離婚後、祖母と同居していました。詳細は不明ですが、経済的な理由、子育ての手伝いを当てるに離婚後に実家を頼るといふのは自然な流れとも言えます。しかしながら、若い頃は、子育てを支える側だった祖母も年を重ねる中で、ケアが必要な状況になり、母親にとっては子どもに加え母親のケアもというダブルケアが求められる状況になりました。そして、祖母は、高齢者に多くみられる状況であるとも言えますが、時々会う別居の子ども（母親のきょうだい）にはしっかりと自分の姿を見せていたとのことから、祖母の現状認識については母親とその他のきょうだいでは異なるものだったことが考えられます。

そして、長期間空いた後の久しぶりの精神科への通院に、母親は祖母ときょうだいに同行を依頼します。その理由について、裁判

の中で、「自分のしんどさについて理解してもらいたかったから」と述べていますが、子どものケア、親の介護、自分の精神的な不安定さといくつもの困難が重なった状況を十分に理解されたという実感は持てなかったのかもしれない。このような事件が起こったときに、「もっと早く助けを求めていれば」といふのは度々聞かれる言葉です。しかしながら、親密な家族だから分かり合えるかといふとそう簡単ではありません。逆に家族だからこそ、分かり合えないことも大きいにあるのだと思います。

思い描く人生との乖離

裁判には、小学校時代のママ友からの陳述書なども提出されました。母親は、周囲に対する面倒見がよく、頼りになる存在であり、子どもにたいする愛情の深い、とても養育に熱心な母親と認識されていたようです。おそらく子どもが小さい頃は、子どもに最適な療育や教育を求めて熱心に勉強し、周囲とも協力しながら子育てをし、子どもに障害がありながらも（あるからといって）一生涯命、自立に向けて育てていくこととされていたのではないかと思います。

しかしながら、実際には、体力的に自分を上回ってきた子どもにうまく対応できな

い、子どもにとって良い場所を探そうと思っても見つからない、ケアが必要となった祖母との折り合いがつかないなど、日常のあらゆる場面で、これまで思い描いてきた人生と乖離があり、修正しようと思っても理解者や支援が乏しい中で、他の選択肢が見つからず、絶望と孤立感を深めていったことは容易に想像できます。もちろん誰しもが、自分の人生が予定通りにいくとは限りませんが、困難を乗り越えるには、溜め（湯浅誠さんが、『反貧困』の中で、困難に陥ったときに助けられる家族や友人、制度や資源などを指して使った言葉です）が必要ですが、本事件の母親にはそれが無かったのだと思います。

この傍聴に行く前日、8歳の娘と明日はこういう裁判の傍聴に行くんだという話をしました。娘は、親が子どもに手をかけるという事情が理解できない様子で、私に「被告である母親を（怒りに行くんやな）」と言いました。そして自分だったらどう思うかという話になったところ、「私はまだ8年しか生きてない！」と語気を強めて言いました。きっと被害者である息子さんも母親に対して怒っているのだと思います。そして、「まだ17年しか生きていない！（まだまだ生きてたかった）」と思っておられることであろう。絶対に繰り返してはならない事件だと思いました。

障害者の「親なき後」問題と成年後見制度

第12回

これまで11回の連載をしてきて今回が最終回となります。連載を締めくくるにあたって、今回の連載で寄せられた質問についてQ&A方式で答えていきます。皆様が成年後見制度を考えるにあたって参考になれば幸いです。

Q1

成年後見制度は何をしてくれるの？

A1

判断能力に障害がある本人に代わって、本人が困らないように契約を結んだり、事務手続きをしたり、費用支出の算段をしたり、本人の意思決定支援を行う支援者や生活支援者と連携して現在の本人のくらしを持続していけるように援助することが、成年後見制度です。もっとも成年後見制度を利用したからといって、親や支援者がそれまでに関わってきた部分の後見人がやるということではありません。後見人が何かを買ってきたり、一緒に出かけたりすることはできません。医療行為

Q2

任意後見ってどんな制度ですか

A2

成年後見制度は大きく分けて、法定後見と任意後見の2種類があります。このシリーズではおもに法定後見の説明をしてきました。任意後見制度は、現在は判断能力があるが、将来その能力が不十分になってきた場合に備えて、あらかじめ任意後見人になってほしい人と

Q3

どの時期に成年後見制度の利用をしたらいいのでしょうか。

A3

親が元気なうちは、「もう少し待ってもいい」と思っています。しかし、いつまでもそのままではなく、親が高齢になり健康面や判断力の面で不安を感じた場合には、制度の利用を検討するとよいでしょう。

の同意のようなできないこともありませんが、関係者と連携して可能なかぎり本人の意思が反映されるような身上監護や財産管理ができるようにする仕組みが成年後見制度となります。

任意後見契約（公正証書）を結んでおき、判断能力が不十分になったときに本人や親族、任意後見人になることを依頼されている人などが、家庭裁判所に申し立てることにより開始し、任意後見人が契約に沿った支援をしていく制度です。

う。あらかじめ、家族で将来成年後見制度が必要か、その時には誰を後見人等に立てるべきかを話し合っていくといいでしょう。親が亡くなった場合に相続の問題も出てきます。後見人を立てないと遺産相続ができない場合もありますので、事前に決めておくことはとても大切なことだと思えます。

社会福祉協議会の日常生活支援事業を利用すると、成年後見制度につながりやすくなりますが、大切なのは、常日頃からの親の会、相談員、利用事業所の支援者等とのつながりです。つながりがあれば、学習会の参加、親同士の情報交換や励まし合いができますし、福祉サービスの上手な利用にもつながります。

Q4

成年後見制度を利用すると費用はいくらかかりますか？

A4

必要な費用は①申立の費用と②毎年の後見人報酬になります。申立をする際、裁判所に提出する書類として戸籍や住民票、収入印紙等の書類が必要となります。それらを合わせていくと約1万円の出費となります。後見人に対する報酬は、基本の報酬を月額2万円として本人の保有する財産や後見人が行った業務内容で金額が変動します。報酬は裁判所が決定する為、後見人が勝手に決めてもらうことはありません。本人の財産や収入が少ない場合、自治体によっては申立費用や報酬の助成制度があります。

Q5

後見人の不正をよく聞きます。大丈夫でしょうか。

A5

後見人等が本人の財産を着服したという事件を新聞で見た方もいると思います。しかし、不正の多くは親族後見人によるものです。親族の場合、多くは後見制度の不理解から生じたものですが、専門職の場合は制度を熟知して行ったので悪質です。ここ数年、「後見制度支援信託」や「後見監督人」といった制度が強化され、後見人等の不正は、年々減少し、令和2年はピーク時の4分の1以下の186件です。利用者に対する割合はわずか0.08%ですが、あつてはならないことです。

Q6

成年後見制度を利用した場合、いつ終了しますか？

A6

成年後見制度は①制度を利用して本人の判断能力が回復した場合、もしくは②本人が死亡したときに終了します。①・②以外の終了原因はありません。したがって、成年後見制度を利用するきっかけとなった問題が解決したとしても成年後見制度の利用は継続します。例えば相続の手続きを代理してもらうために成年後見人をつけたとしても、手続きが終わったからといって成年後見制度は終了せず、引き続き後見事務を行います。成年後見制度の利用はほとんどの場合一生続きますので、利用はよく検討しなければなりません。

Q7

成年後見制度の利用にあたり、育ててきた親の思いや本人の生活歴などは汲んでもらえるのですか？

A7

成年後見制度を利用することは、これまで親が「子育て」として担っていた障害者本人へのケアの中の「法的な」行為（契約や財産管理など）を後見人が担う役割を持つということです。当然その中には親が汲んできた本人の思いや気持ちを反映した対応が必要だと思えますし、私たちがそうなるように努力します。

しかし、そのためには本人に開く必要な情報が私たちに伝わらなければ、本人の思いに沿った費用の支出や本人の支援に関わる契約などもできません。そのため、もやいでは、制度利用の前の私たちもやいメンバート、本人の生活支援や相談支援をする支援者、そして何よりも親御さんやきょうだいのとのやり取りを大切にしています。



第44回きょうされん全国大会が 初めてのオンラインで開催!

〜全国から11,700名の仲間が参加。来年は岩手で会いましょう!〜

10月29日、第44回きょうされん全国大会オンラインが開催されました。昨年はコロナ禍の中、きょうされんとして初めて全国大会が中止となりましたが、今年はオンラインで全国の各支部を繋いで開催することができました。北は北海道から南は沖縄県まで、全国50カ所の拠点会場を繋いで中継し、障害のある人、支援者、家族など11,700人の参加がありました。

企画内容としては、きょうされん藤井克徳専務理事による基調報告や、全国の仲間たちの発表や歌、クイズ大会等、盛りだくさんの企画で充実した内容でした。

ゆたか福祉会からは、各事業所あわせて250名を超える参加があり、何名かは名古屋の拠点会場に集まり、愛知からの紹介メッセージを、他の事業所の仲間や職員と一緒に全国に届けました。会場では感染対策を取りながらの参加ではありませんが、映像を見ながら仲間や職員みんなで久しぶりに笑い、時には歌いながらの楽しい時間を過ごしました。

今大会のスローガンは「つながろう 語り合おう つくりだそう 一人一人の命かがやく社会を」が掲げられました。新型コロナウイルス感染症の流行は、社会の姿を大きく変えてしまいました。これまで当たり前に出ていたことが「できなくなる」、そんな事を日常の様々な場面で感じ

ました。「人と出会う、つながる」といった、私たちの活動の中でも大事にしていた事が、難しくなってしまう事で、活動の制約の多い状況が現在も続いています。

このようなかで開催された今回の全国大会は、オンライン上ではありませんが、全国の仲間たちの元気な姿、声を通して、大会スローガンである「つながり」を感じることでできる大会となりました。次年度に実施される岩手会場からの大会PRもあり、「来年は是非、現地で全国の仲間たちと会いたい」とも思える大会となりました。

2019年度に実施された「きょうされん全国大会INあいち」では、様々な団体、事業所、仲間達と繋がりが広がった大会でした。また大会を通じて、愛知の障害者運動の次を担う世代が多く誕生しました。コロナ禍の状況は今後も予断が許されない事態が続きますが、「できた繋がり」を切っけしまわれないよう、出来る事を工夫しながら、活動に取り組んでいきたいと思えます。

今治信一郎



きょううされん愛知支部と 名古屋市担当局との 懇談会を開催！

去る10月26日、名古屋市担当局ときょううされん愛知支部との行政懇談会を、昨年度に引き続き、オンラインと直接参加のハイブリッドで実施しました。

懇談会は日頃の私たちの想いを直接、届ける事ができる大変貴重な場となっています。昨年に続いて今回も2部構成とし、1部は愛知支部の障害当事者の会やろまい会、2部は、職員や家族と担当局との懇談会として開催しました。

「仲間の工資が下がり生活を直撃している」「外出のヘルパーが見つからない。コロナで更に外出機会が減って困っている」等々の仲間からの声。「親がコロナに罹患したら、誰が子を見てくれるのか。普段の暮らしでも精一杯」「人の確保は危機的な状況。命を守る為に職員の確保に市独自の支援を」等々の職員、家族の声。

名古屋市からは「コロナ禍で厳しい状況がある事は、今日の話でも十分伝わりました。市としてもどのように応える事ができるのか考えていきたい」といった返答がありました。声を届けた事がすぐに結果に結びつかなくても、声をあげ続ける事が、変化をもたらすと信じて、今後も運動を続けていきたいと思えます。

今治 信一郎



「いのちの尊厳」と「人としての尊厳」 が守られる社会に きょううされん第45次国会請願署名へのご協力を

私たちゆたか福祉会の全事業所が加盟している「きょううされん」で、45回目を迎える「障害福祉についての法制度拡充を求める請願」署名・募金運動の取り組みが始まりました。今回も「あたりまえに働きえらべるくらしを」障害者権利条約を地域のすみずみに「」をスローガンに掲げ、来年5月まで取り組まれます。

2014年に批准された障害者権利条約は、障害のある人も障害のない人たちと同じようにあたりまえの権利と自由が認められる社会の実現をめざした国際条約です。しかし、優生保護法によって強制不妊手術の被害を受けた障害のある人たちの訴訟では、多くの裁判所で「憲法違反」が指摘されながらも損害の賠償が認められないなど、生涯にわたる傷を負った人たちへの人としての尊厳は回復されていません。またコロナ禍の中、障害のある人や高齢者など社会的に困難を抱えている人のいのちがより危険に晒されました。

私たちの事業の根拠となる障害者総合支援法は、3年ごとに見直しがされます。この間、いのちや人権よりも財政問題を優先させようとする考え方が強くなってきているだけに、障害のある人たちの「いのちの尊厳」と「人としての尊厳」が守られる社会の実現に向け、国が責任持って具体化を進めていくよう請願署名を通して働きかけていきます。

障害のある人たちが地域の中で、人としてあたりまえのくらしを築いていきたいという思いを国会に送り届けていきますので、ぜひご協力をお願いいたします。

郵送先：457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3
社会福祉法人ゆたか福祉会 法人本部

☆ 4月28日までに
郵送してください。



10月

- 5日(火) あかつき共同作業所・はなキリン
県指導監査
- 6日(水) デイなぐら・サポートセンター名倉
県実地指導
- 8日(金) 新所長研修
- 11日(月) 事業運営推進会議
- 14日(木) 事務事業推進会議
- 15日(金) 基礎研修PARTI(名古屋)
- 20日(水) 新副所長研修
- 25日(月) 研修部会議
- 26日(火) 広報・ホームページ編集委員会/
きょうされん愛知支部名古屋市
懇談会
- 27日(水) 所長会議
- 28日(木) 基礎研修PARTI(福祉村)
- 29日(金) きょうされん全国大会

一般寄附(10・11月)

名古屋福祉支援チャリティーゴルフ
ACCJ/NIS 中部ウオーカソン
若林 光子 山崎 定市

順不同 敬称略

賛助会員(新規加入者・更新者)芳名一覧

(10月2日〜10月27日手続き分) 順不同 敬称略

(株)富士ツーリスト

寺部 洋子 宇都宮啓子 古川 英利
後藤 和治 矢満田智広 早川 由美
鷺山 俊明 古川 幸助

※利用者・保護者・職員の方
皆さんからも多くのご寄
附をいただきました。

ありがとうございました

表紙の作者紹介

「小枝の妖精たち」 ゆたか希望の家 住田 恵利さん

絵を描くのが好きな恵理さん、今回で3回目の登場です。施設の「アートのか」で沢山の絵を描いてきました。現在はコロナの影響で、アートの先生との「アートのか」も休止中なので、皆で絵を描くことや、集まってやることも無くなり寂しくしています。

11月から先生はお見えにならないですが、男女別で「アートのか」を開催することが出来るようになりました。

日中活動では作業班で、マットを編む担い手です。カラフルな紐で、可愛いマット作りの工程も楽しんで働いています。

これからも沢山の絵を描き、沢山のマットを作り、早くアートの先生と絵を描きたいと思っている恵理さんです。



広報・467号

2021年12月号(2021年12月10日発行)

定価1部100円

法人協会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます

発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会

印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会費 = 年間1口6,000円、
賛助会員(個人1口3,000円、企業団体等1口5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884
・中京銀行 鳴海支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会

【お詫びと訂正】 広報11月号の掲載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

[P11] 鈴木さんのお名前 誤: 朱美さん 正: 朱実さん

[P12] 富田 克郎さんのグループハウスなぐらへの入所年 誤: 平成18年 正: 平成11年

ゆたか福祉会 事業一覧

一人ひとりが主人公。
みんなの夢が
息づく場所です！

法人本部 ☎ 052-698-7356
法人本部
ゆたか障害者福祉研究所

名古屋事業本部
ゆたか作業所(南区) ☎ 052-692-3531
みのり共同作業所(南区) ☎ 052-612-6237
リサイクルみなみ作業所(南区) ☎ 052-612-5391
トライズ(南区) ☎ 052-825-4022
ふれあい共同作業所(南区) ☎ 052-613-2479
ワークセンターフレンズ星崎(南区) ... ☎ 052-824-4450
なるみ作業所(緑区) ☎ 052-878-6921
ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-6912
つゆはし作業所(中川区) ☎ 052-353-3175
リサイクル港作業所(港区) ☎ 052-382-1933
みらいろ(港区) ☎ 052-382-3200

相談支援事業本部
緑区障害者基幹相談支援センター
障害者相談支援センターみどり(緑区) ☎ 052-892-6333
地域活動支援センターしかやま(緑区) ☎ 052-892-6006
ゆたか相談支援事業所どうとく(南区) ☎ 052-692-3539
相談支援事業所ゆたか通勤寮(南区) ☎ 052-611-7789
相談支援事業所ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-8776
ゆたか相談支援事業所あおなみ(港区) ☎ 052-382-1991

尾張事業本部
あかつき共同作業所 ☎ 0568-25-0171
あかつきヘルパーステーションはなキリン
ゆたか生活支援事業所尾張
ケアホーム徳重 ☎ 0568-22-8587
ケアホーム北野 ☎ 0568-68-8844
ケアホームあかつき ☎ 0568-54-2700

福祉村事業本部
第2ゆたか希望の家 ☎ 0536-65-0370
グループハウスなぐら
デイサービスなぐら【高齢】
生活サポートセンター名倉【相談】 ☎ 0536-65-0372

地域支援事業本部
ゆたか通勤寮 ☎ 052-611-7781
ライフサポートゆたか【ヘルパー事業所】 ☎ 052-825-4404
ゆたか生活支援事業所なかがわ
つゆはし板倉ホーム ☎ 052-354-0678
上脇ホーム ☎ 052-352-3266
あおなみホーム ☎ 052-355-9339
サテライトあおなみ
ホームみらい ☎ 052-383-5580
ゆたか生活支援事業所みなみ
グループホーム エール ☎ 052-619-6052
エールI・エールII
ホームみのり ☎ 052-612-9480
元塩ホーム ☎ 052-614-4691
サテライト元塩 I・II
第二八光荘 ☎ 052-612-3986

ゆたか生活支援事業所かさでら
かさでらホーム ☎ 052-618-7171
ひいらぎホーム ☎ 052-611-6955
粕島ホーム ☎ 052-824-9590
ひろめホーム

ゆたか生活支援事業所なるお
ほしざきホーム ☎ 052-825-4359
ゆたか鳴尾寮 ☎ 052-613-3021
鳴尾ホーム ☎ 052-611-3588
第一八光荘 ☎ 052-614-4345
わかばホーム ☎ 052-614-2785
あさがおホーム ☎ 052-613-5606

ゆたか生活支援事業所みどり
大清水ケアホーム ☎ 052-876-8820
なるみホームひまわり ☎ 052-893-7575
かきつばたホーム ☎ 052-680-7777
みずひろホーム ☎ 052-715-8336

ゆたか生活支援事業所あつた
第1ホーム白鳥 ☎ 052-671-0067
第2ホーム白鳥
第3ホーム白鳥
第1ゆたかホーム太陽 ☎ 052-691-4004
第2ゆたかホーム太陽
明治ホーム

名古屋高齢事業本部
ケアサポート宝南
デイサービス宝南 ☎ 052-618-0205
グループホーム宝南の家 ☎ 052-613-5081
ケアサポート宝南【相談】 ☎ 052-613-6055





地域生活拠点事業所の開設に向けて 体験利用実習スタート

来年度からの福祉村の
仲間の地域移行に向け、
10月からゆたか生活支援
事業所みなみ（グループ
ホームエール）での体験
利用実習が始まりました。
11月28日現在で、グルー
プハウスなぐらの仲間6
名が実習を終えています。

今回の体験利用実習は
1泊2日で実施しました。
1日目はゆたか作業所と
みのり共同作業所を見学
し、地域移行してから日
中をどのような場で過ご
すのかをイメージしてもら
いました。夕方からはホー
ムの動きに合わせて生活
体験をして頂きました。
2日目はライフサポー
トゆたかにも協力いただ
き、余暇支援を想定した
体験を行いました。余暇

支援は入所施設とグルー
プホームという事業形態
の違いや、地域性によつて
も大きく違ってくる取り
組みです。エールでの買い
物は日常の一つですが、福
祉村では地域性もあり「な
かなか買いたい物に行くこ
とが出来ない」ということ
でした。近くのスーパーに
出かけ、お昼ご飯にピザ
やお弁当など好きなもの
を購入したり、普段は自
分で買うことがあまりな
い衣料品店に洋服を見に
行ったりしました。皆さん
それぞれに楽しまれていま
した。

またご家族が体験利用
実習の様子を見に来られ
たりもしました。グループ
ホームがどのようなところ
なのか、どのように過ごし
ているのかなど、直接現場
で働く職員から話を聞く
などして、次のステップに
向けて準備を進められて
いました。「コロナ禍とい
うこともあり、福祉村ではな
かなかご家族とも会うこ
とが出来なかったため「会
うのは2年ぶり」というご
家族もみえ、良い機会に
なったと思います。

福祉村から名古屋への
移行はなかなかイメージ
がしにくいと思います。私
自身も福祉村から名古屋
へ異動しましたが、はじめ
はグループホームがどうい
うものなのか全くわかり
ませんでした。仲間やご
家族もグループホームで
の生活が「今とどのように
変わるのか」不安が大きい
と思います。



今回の実習では少しで
もホームでの生活がどの
ようなものになるのかを理
解し、想像してもらえよ
うに組み立てています。ど
のくらいイメージが出来
たかわかりませんが、初日
は「早くながらに帰りた
い」と言っていた仲間も、
翌日ながらに送っていく時
に「エールがいい！」と言っ
てもらえた方が何名かお
みえになったので、地域
への移行へ向けて前向き
になれる体験利用実習に
なったのではないかと思
います。

杉本雅明